

○政令で定める製品の要件

当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質の割合が１％以上（特定第一種指定化学物質の場合０．１％以上）である製品であって次の表４に該当しないものをいいます。

表４

１	事業者による取り扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状、又は粒状にならない製品
２	第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
３	主として一般消費者の生活の用に供される製品
４	再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条四項に規定する再生資源をいう。）

参考〈政令で定める製品の要件に該当する製品の例〉

製品の形状等	製品の例
気体又は液体のもの	溶剤・接着剤・塗料・ガソリン
固体のもので固有の形状を有しないもの	添加剤（粉末状）・試薬（粉末状）
固体のうち固有の形状を有し取り扱いの過程で溶融、蒸発、融解するもの	めっきの金属電極・インゴット・樹脂ペレット
精錬や切断等の加工に伴い環境中に排出されるもの	石綿製品・切削工具部品